

経済記者クラブへも  
同時に資料提供しています。

令和2年9月23日（水）  
香川県産業政策課 糖質バイオ・健康関連産業振興G  
藪内・石川 087-832-3352（内 3424・3428）  
（公財）かがわ産業支援財団地域共同研究部  
末澤 087-869-3440

## （株）おおみねが開発した長命草さぬきうどんが 機能性表示食品に認められました！

株式会社おおみね（土庄町）が、小豆島産長命草（ボタンボウフウ）に含まれるクロロゲン酸の機能性に着目して開発した「長命草さぬきうどん（冷凍食品）」について、同社から消費者庁に機能性表示食品の届出<sup>\*1</sup>が行われ、このたび、下記の内容で受理されました。

機能性表示食品の届出<sup>\*1</sup>にあたっては、県から、機能性評価に要する経費に対する助成<sup>\*2</sup>を行うとともに、（公財）かがわ産業支援財団が設置した「新機能性表示食品開発相談センター」<sup>\*3</sup>から、クロロゲン酸の分析支援及び届出手続き等に対する支援を行いました。

### 【機能性表示食品の内容】

- 届出日：令和2（2020）年3月25日
- 届出者名：株式会社おおみね
- 商品名：「長命草さぬきうどん」
- 機能性関与成分：ボタンボウフウ由来クロロゲン酸
- 表示しようとする機能性：食後血糖値の上昇を抑える
- 1日摂取目安量：本品 150g  
（ボタンボウフウ由来クロロゲン酸が 16.8mg 含まれる）
- 製品価格：600円（税別・本品2個入）
- 販売開始：令和2（2020）年10月1日（予定）

<本製品に関する問合せ先>  
株式会社おおみね  
代表取締役 大峯 茂樹  
TEL 0879-62-1147



<補足説明>

※1 機能性表示食品制度

特定保健用食品(トクホ)や栄養機能食品とは異なる新しい機能性表示の制度であり、「機能性表示食品」は、事業者の責任で、科学的根拠を基に商品パッケージに食品の機能性を表示するものとして、食品表示法に基づき消費者庁に届け出られた食品です。この制度は平成27年4月1日から施行され、これまでに全国で約3,300種類の商品が届出を受理されていますが、大手食品企業からの届出が多く、県内企業の届出商品は今回の商品を含めて22件となっています。

※2 香川県機能性食品産業強化事業費補助金

食品の機能性表示に必要な機能性評価等の取組みを支援することで、県内企業等による競争力の高い食品開発を促進し、本県の食品産業の活性化を図るため、平成27年度から実施している県の助成制度です。

<補助対象事業>

- ①補助対象者が開発し、製造し、若しくは販売する商品又は試作品に関する、食品の機能性表示制度を活用するための安全性試験、臨床試験、システマティックレビュー作成等
- ②食品の機能表示制度の手続等に関する専門家等からのコンサルティング

※3 新機能性表示食品開発相談センター

県内食品企業等の機能性表示食品の取組みを推進するため、(公財)かがわ産業支援財団地域共同研究部内に専門相談員を配置して、平成27年6月に設置した相談センターです。

今回、消費者庁への届出が受理された(株)おおみねに対しては、業務委託により、次の支援を実施しました。

<支援内容>

- ①機能性の科学的根拠説明に必要な研究レビュー(研究文献調査及び分析)を実施
- ②届出書類案の作成
- ③届出内容に対する消費者庁からの指摘事項(質問事項)の対応への協力